

1673年と1740年の対仏カピチュレーション

松 井 真 子

はじめに——オスマン帝国と東地中海世界

13世紀末から14世紀初めにかけて歴史の舞台に登場したオスマン朝は、トルコ系遊牧民が数世紀をかけて故地とされるモンゴル平原から西進した西端、アナトリア半島の西北から勢力を広げていった。この頃の地中海世界を大きく3つの文化圏にわければ、イタリア商業都市やフランスといった西方キリスト教文化圏、ビザンツ帝国とそこから自立したバルカン諸国をふくむ東方キリスト教文化圏、そしてアナトリアに群雄割拠するトルコ系諸君侯国、マムルーク朝といったイスラーム文化圏になる。オスマン帝国は16世紀までに後者二つの世界を支配下におき、ヨーロッパ、アジア、アフリカの三大陸に跨る大帝国となり、西方キリスト教世界と直接対峙するようになった。

オスマン朝が東地中海で頭角を現しはじめた頃には、すでにセルジューク朝やメンテシェ侯国、アイドゥン侯国などのトルコ系君侯国、アイユーブ朝や続くマムルーク朝によって、イタリア商業都市に対して通商勅許を与える慣行ができていた。オスマン朝もこうした慣行を建国初期より適用していったが、15世紀の間は通商勅許の対象はイタリア商業都市に限られていた。最初の通商居留勅許は、オスマン朝第2代君主オルハン（在位1326-1360年）の時代の1352年にジェノヴァに対して与えられ、1380年代にはヴェネツィアにも与えられた。15世紀を通じて、ジェノヴァやヴェネツィアに対する勅許が更新されていく一方、コンスタンティノープルを征服したメフメト2世（在位1444-1446、1451-1481年）の時代にはフィレンツェに、続くバヤズィト2世（在位

1481-1512）の時代にはナポリにも恵与された¹⁾。

イタリア商業都市間で、対等な都市国家どうしの通商関係を律する慣行の影響もあり、建国当初はまだアナトリアの君侯国諸勢力の一つでしかなかったオスマン朝は、イタリア商業都市やビザンツ帝国との関係において、ギリシア語やイタリア語による文書を発布し、また内容も相互的な要素を含んでいた。しかし、オスマン朝が次第に領土を拡大しメフメト2世率いる軍勢がコンスタンティノープルを征服すると、オスマン朝が発出する外交文書は、より優位にある帝国君主が、イタリア商業都市国家や後は西欧諸国にたいして恵与する一方的な形式となり、言語もオスマン語に限定されていった²⁾。なおオスマン外交文書の検討において注意しなければならない点は、時に通商条約とも訳されるオスマン帝国が対外関係を律する際に用いた文書は、オスマン語ではアフドナーメ〔アラビア語約定にあたるアフドと文書を意味するペルシア語のナーメからなる造語〕の一語で表現され、講和条約、通商居留勅許（いわゆる西欧語のカピチュレーション）の区別はない。より重要なのは、西欧諸語でカピチュレーションと称される文書は対等な国家ないし政体どうしの相互的な条約という近代的な通商条約とは、主に次の3点で異なっているということである。①前述のとおり、アフドナーメは非対等な君主間で〔この場合は優位にあるオスマン君主がより下位の国家君主に対して〕一方的に恵与される。したがって相手国君主からの返書は不要でありまた想定もされていない。②さらに〔暗黙裡には相互的な対応が期待されているにせよ〕相手側の領土におけるオスマン臣民の通商居留条件はカピチュレーション型

の文書にはほとんど記載されない。ただし講和条約型のアフドナーメに通商条項が含まれる場合は相互的条項も記載される場合が多い。③そもそもオスマン側の勅許恵与型文書発出の主眼は相手国との交易条件ではなく、異邦人がオスマン領内にやってきて通商や居留に携わる場合、その領内における法的地位をどう定めるかが焦点であった。具体的な通商条項は西欧諸国とくにイギリスやオランダが参入し、通商条件に関する要望をオスマン側に請願しこれが徐々に認められていく過程で増えていった³⁾。

またオスマン帝国のカピチュレーションが、19世紀において自由貿易条約という名の不平等条約のモデルとなったといわれ、19世紀の状況をオスマン帝国が西欧諸国を文字通り圧倒していた16世紀にもあてはめ、オスマン側の譲歩とみられてきた点も訂正される必要が唱えられて久しい。これにはカピチュレーションが西欧語では征服という意味を併せ持つことも影響している。しかしすでに様々な研究で提示されているが、オスマン朝の文書にあてられたカピチュレーションの原義は、イタリア語ないしラテン語の緒章をあらわす *Capitoli* [英語の *chapters*] に由来し、これはオリジナルのアフドナーメが長い一文の形式で書かれ、実用性に欠けるため、西欧諸国側が便宜的に条項番号をふって緒章と読んだにすぎず、オスマン朝が西欧諸国に征服されたという含意は全くない。

さて16世紀にはいると東地中海(レヴァント)貿易のためまずフランスが、続いてイギリスやオランダが参入を求め、オスマン帝国の保障を得るべくカピチュレーション請願に動く。筆者はこれまで1675年対英カピチュレーションおよび1680年対蘭カピチュレーションの概要を紹介してきた⁴⁾。オスマン帝国のカピチュレーションが、19世紀に不平等条約の典型へと転換していく過程を、オスマン帝国以外の非ヨーロッパ諸国とも比較して分析するという長期的比較研究のため、基礎的作業としてまずオスマン語原文の再検証に取り組んでいる⁵⁾。本稿では16世紀から17世紀初頭にかけてカピチュレーション体制の中核となっ

た英仏蘭主要3国のうち、フランスに対するカピチュレーションを取り上げる。

1 オスマン帝国とフランス

地中海沿岸を領土にもつフランスは、オスマン朝が東地中海世界の覇者になる前から、イタリア商業都市国家と競合しながら東地中海地域との直接的取引関係を樹立することを目指し、マムルーク朝から勅令[マルスーム]として通商勅許をえて、エジプトのアレクサンドリアやシリアのアレッポに渡来していた。1517年にセリム1世(在位1512-1520年)がマムルーク朝を滅ぼしたことにより、オスマン領はアラブ領土を包含することになった。特にアラビア半島の紅海沿岸地域にあるイスラームの二大聖都メッカとメディナを包摂することにより、イスラーム世界の盟主の権威を得た。コンスタンティノープルを征服したメフメト2世がローマ帝国皇帝の後継者を自任したのとは対照的に、マムルーク朝を滅亡させた後のオスマン帝国はイスラーム世界に君臨する盟主としてふるまう傾向を強めていった⁶⁾。さてこのエジプト、シリア征服の際、オスマン朝は、ヴァネツィア、カタロニア、フランスがマムルーク朝から勅令の形式で与えられていた通商勅許をそのまま認めたとされる。しかしながら、フランスとの正式な関係樹立の試みは1530年代に持ちこされた⁷⁾。

1535年末にフランス国王は特使J・ドゥ・ラ・フォレを、イスタンブルに派遣しオスマン朝から正式な通商居留勅許アフドナーメをえようとした。オスマン帝国は1533年から1535年までイラク遠征をおこなっており、大宰相イブラヒム・パシャ(在任1523-1536年)が先遣隊を率いて出兵、これにスレイマン1世(在位1520-1566年)率いる本隊が続ぎ、バグダードをサファヴィー朝から奪回してタブリーズ経由でアラブ各地を視察しつつ1535年後半にイスタンブルに凱旋した⁸⁾。1536年2月[イスラム暦942年シャアバーン月]に大宰相イブラヒム・パシャとドゥ・ラ・フォレの間でアフドナーメ発布について交渉が行われた。この時の草案の写しは異例の対等な形式で書かれているとされたが、これはあくまで草案[テメッス

ク]であったからであり、両者の対等性を示したのではないと考えられる⁹⁾。しかしこの直後の3月14-15日、イスラム暦では断食月であるラマダン月21-22日、日没後の食事イフタルのためトプカブ宮殿に招かれたイブラヒム・パシャは突然処刑された。スレイマン1世が即位前にマニサで知事をつとめ研鑽を積んでいた時代から、その寵愛と信頼を受け異例の出世を果たしたこの大宰相がなぜ突然処刑されたかは当時も現在にいたるまで不明とされる。権力を持ちすぎ第二の君主のような振る舞いに及んだこと、スレイマン1世の寵姫ヒュッレム(西欧ではロクセラナとして知られる)との確執などが原因として推測されている¹⁰⁾。フランスとの交渉とは無関係な理由で、交渉の相手たる大宰相が突然処刑されてしまったため、その混乱のなかで正式なアフドナーメ発行に至らなかったと考えられる。

1536年にフランス特使とオスマン政府の間で交渉が行われたこと自体は確かとされ、それは1569年におけるセリム2世(在位1566-1574年)による最初のカピチュレーション発出につながった。1536年の草案も1569年のアフドナーメも通商条件の具体的提示はなく、フランス臣民の通商・居留の保障や領事裁判権などが一般的に表現されている。その後ヴェネツィアやフランスのすでに通商居留勅許をえた諸国が強く反対したにも関わらず、オスマン帝国は新たな東地中海貿易参入希望国、イングランドに1580年最初のアフドナーメを与えた。イングランドは交易条件を特に重視したため、フランスに対するカピチュレーションより具体的な通商条件を示した条項が挿入された。これを受けてフランスは1581年に対仏カピチュレーションの更改をオスマン政府に請願し受け入れられた。イギリスとフランスはまだアフドナーメを取得していないオランダ商人に対する保護権をめぐって熾烈な競争をおこなったが、これは1612年にオランダ自体がアフドナーメを与えられたことにより決着した。イギリスは16世紀末ないしは17世紀初めのアフドナーメで従来5%が課されていた関税を3%に引き下げることに成功し、これは1612年対蘭カピチュレーション

にも組み込まれた。しかしフランスが3%の減税を正式にカピチュレーションで認可されるのは1763年に入ってからであった。フランスは30年戦争などの国内の混乱もあり、17世紀の間の東地中海交易ではイギリスやオランダに後れをとっていた。フランスの対オスマン貿易は他の西欧諸国の場合も同様であるが入超であり、主な交易産品はオスマン朝産やイランなどから中継される絹であり、フランスからは織物が輸出されたがオスマン領における需要には適していなかった。1669年に枢機卿コルベールがマルセイユ商工会議所を中心に抜本的な改革をおこない、以後マルセイユがイギリスやオランダのレヴァント会社に似た形式を取り入れ、独占的に東地中海商業に従事していくことになる。ラングドックでの毛織物産業の発展で東方での需要にたえる品質向上による輸出の増加、植民地産品のコーヒーやインディゴの再輸出によって対レヴァント貿易は復活し、またオスマン政府との政治的な関係も強化されていった。18世紀初めにはオランダが英仏との競合にやぶれ対外貿易での繁栄から遠のき、一方イギリスは地中海交易から大西洋やインド洋交易にその比重を移したこともあり、大西洋と地中海の双方に港をもつフランスが東地中海での交易をリードすることになった。

2 1673年対仏カピチュレーション恵与の経緯

オスマン帝国の通商居留勅許恵与(カピチュレーション)型アフドナーメの有効期間は、それを発出した君主の代とされ、新たな君主の即位ごとに更新が求められたとされているが、実際に更新がすべての即位ごとに行われていたかどうかは不明である。更新に関しては前回のアフドナーメがそのまま更新されるだけの場合と、新たな諸条項を追加した更改をとともなう場合があった。特に更改をとともなうカピチュレーションの発布は、君主の即位直後ではなく、在位期間の途中に実施されている事例が散見される。オランダの場合は最初の1612年カピチュレーションと最後の1680年カピチュレーションの間に条項の変化がほとんどなく、カピチュレーションの変化をそれだけで追う

ことはできないが、イギリスやフランスのカピチュレーションは追加条項が数度にわけて付加されていき、それが後代の条文にも反映されたため、経年変化をたどることができる。実際1673年や1740年の対仏カピチュレーションには1581年以降のカピチュレーションの条項が列挙されたのちに、新条項が追記されている。

1673年の対仏カピチュレーション、1675年の対英カピチュレーション、1680年の対蘭カピチュレーションは同時代のほぼ数年おきに更改をむかえている。いずれもメフメト4世(在位1648-1687年)期の後半に、キョプリュリュ家の大宰相キョプリュリュザーデ・ファーズル・アフメト・パシヤ(在任1661-1676年)、およびメルジフォンル・カラ・ムスタファ・パシヤ(在任1676-1683年)との交渉で発出された。幼くして即位したメフメト4世は狩人アヴジュとあだ名されるように、政治にはほとんど関心をもたず、エディルネ(アドリアノーブル)でほとんどの時を過ごし狩猟三昧の日々をおくっていた。17世紀後半に実際の政治は、帝国の危機的ジェラーリーの内乱(16世紀末～17世紀初頭)による混乱からの再建に預かり、絶頂期を築くキョプリュリュ家が担っていた。キョプリュリュ家台頭の基盤を築いたのはキョプリュリュ・メフメト・パシヤ(大宰相在任1656-1661年)で、前述のキョプリュリュザーデ・ファーズル・アフメト・パシヤはその長子、カラ・ムスタファ・パシヤは女婿にあたる。オスマン朝は17世紀後半も断続的に東方と西方の二つの戦線で戦闘を繰り広げており、アフドナーメ更改にともなう各役職への西欧諸国からの献上品は重要な収入源の一つとみなされていた。実際1680年対蘭カピチュレーションについては交渉にあたった大使ユスティヌス・コリエルが、フランス大使や通訳のマヴロコルダト家の画策により不必要な更新を迫られ多大な出費を強いられたことに対する不服を書き残しているという¹¹⁾。

1673年、フランスはシャルル・フランソワ・オリエ・マルキズ・ド・ノアンテルを大使(在任1670-1679年)としてイスタンブルに派遣した。

フランスはコルベールの交易政策の変化を反映し自発的に更改を求めたと考えられる。ノアンテルが献上品を持参し、オスマン朝との友好関係を約したため、オスマン朝君主が旧来のアフドナーメの諸条項を認め、さらに追加条項を加えたいうで恵与したと前文に記載されている。発出はイスラーム暦1084年サファル月10日、グレゴリウス暦1673年5月27日、メフメト4世のいるエディルネにおいてなされた¹²⁾。旧来の43条と新条項15条からなるこのアフドナーメでは、ようやくイギリス、オランダに認められていた関税の5%から3%への減税が明記された他、エルサレム巡礼の保障も再確認された。この頃、オスマン行政は大きな転換点をむかえており、10年足らずの間に主要3か国とのアフドナーメを更新したのも、財源としての意味合いと文書行政の変化の両面が背景にあったと考えられる¹³⁾。

3 1740年対仏カピチュレーション恵与の経緯

17世紀末から18世紀前半に、東地中海商業の主役はイギリス、オランダから再びフランスに戻った。これら友好国との関係を考える際、一方でオスマン帝国と敵対国との対外関係も考慮に入れる必要がある。というのも通商居留勅許は、オスマン帝国と恵与対象国との友好関係を基盤とするものであり、それは政治的な目的をもって恵与される場合が多かったからである。例えばフランスとオスマン朝は同じハプスブルク家を敵としており、カトリックを奉じローマ法王の反対を受けていたにもかかわらず、フランスはイスラームを奉じるオスマン朝と友好関係を結ぶことを躊躇しなかった。17-18世紀のオスマン朝には二つの主要な戦線があり、19世紀に第三の戦線が加わる。第一の戦線はドナウ河流域であり、当初の主な対立国はヴェネツィア、ポーランド、オーストリアであったが、17世紀末以降新たな主要敵対国としてロシアが台頭する。18世紀後半以降の戦争はそのほとんどがロシアあるいはロシアを含む諸国との戦争であった。第二の戦線は東方であり、コーカサスからイランにかけての地域で、タタールやコサック、クルド系の遊牧民が割拠してい

た。この戦線でオスマン朝はサファヴィー朝、アフガン勢力、そしてロシアと対立し何度も戦端が開かれた。第三の戦線は19世紀に顕著になるがエジプト、シリア戦線であり、これは18世紀末に台頭し、後に実質上の自立をはたすエジプトのムハンマド・アリー朝との対立であったが、当時の状況を反映し国際的な介入を伴った¹⁴⁾。

1740年対仏カピチュレーションの背景にあるのは第一の戦線での戦闘であり、直接の契機は1739年ベオグラード条約においてフランスが仲介役を果たしたことにあった。17世紀末以降1740年までの経緯を概観しておく。1683年、前述の大宰相カラ・ムスタファ・パシャ率いるオスマン軍は第二次ウィーン包囲に失敗する。この敗北をうけカラ・ムスタファ・パシャは処刑された。彼の死後も戦闘は続き、ロシアが後に参戦し、オスマン朝はローマ法王、オーストリア、ヴェネツィア、ポーランドからなる神聖同盟に敗北し、1699年にこの三か国とカルロヴィツ条約を、1700年にイスタンブル条約をロシアと締結し、ようやく戦争は終わった。オスマン帝国はハンガリーを失い、これはオスマン史上恒久的に領土を失う最初のケースとなった。オスマン帝国はこの西方戦線で1716-1718年の戦争にも敗北し、1718年パサラヴィツの講和ではバルカンの重要拠点ベオグラードを失った。西方戦線では敗戦が続いたが、これは一方でオスマン帝国が初めて西方の技術や文化に目を向けた時代をよび、アフメト3世(在位1703-1730年)時代は、チューリップ時代と呼ばれ、この君主やその女婿であった大宰相ネヴシェヒルリル・ダーマド・イブラヒム・パシャのもと西欧文化が宮廷に取り入れられた。この時代イルミセキズ・チェレビがフランスに派遣され見聞録をのこした。しかし華美に走ったチューリップ時代が1730年のパトロナ・ハリルの乱で君主と大宰相の廃位、後の処刑で終わると、今度は緊縮の時代となる。対外戦線では、1736年からオーストリア、ロシアとの間で再び戦争が起こったが、この際ベオグラードの奪還に成功した。

1739年にベオグラード奪還を盛り込んだベオグラード条約締結の仲介をしたのが前述の通りフ

ランス大使であった。イスタンブルに駐在していたフランス大使マルキス・ド・ヴィーユヌーブ(在任1628-1641年)は、フランスが敵対していたオーストリア・ハプスブルクとオスマン朝との戦争を指駭したともされているが、1740年には講和の仲介で活躍した。この返礼としてオスマン朝が翌1740年に恵与したのが、フランスに対する最後のカピチュレーションとなった。発出はイスラーム暦1153年ラビーウ・アルアウワル月4日、グレゴリウス暦1740年5月30日、イスタンブルにおいてなされた¹⁵⁾。当時のオスマン君主はマフムト1世(在位1740-1754年)であり、実際の交渉にあたったのは大宰相エルハーツジュ・メフメト・パシャであった。全85条からなるこのカピチュレーションは第43条までが1673年までのカピチュレーションの内容をまとめたものであり、第44条以降が追加された新たな条項である。西欧諸国側の請願という体裁は保たれているものの、第55条には先の条約[ベオグラード条約をさす]の仲介によって恵与されたという通商居留勅許付与としては異例の経緯も盛り込まれた。

こうした背景もあり、1740年対仏カピチュレーションは、西欧諸国に与えられた同種の勅許のうち、最も西欧側に有利なものとされる。いくつか重要な点を取り上げておく。まずこのアフドナーメは、それまで発出君主の代に限られるとされた有効期間が、将来の君主にかわってその後も有効である点が明記されたことで、更新の必要を免じた。通商条件に関しては大きな変更はないが、それまでの条項で曖昧な点を極力具体的に記載し、オスマン地方官僚による恣意的な介入や徴税を防ごうとしている。アフドナーメはフランス臣民に通商や居留を勅許したものであるが、記載は実際にフランス商人や巡礼者、船員などと直接接するオスマンの地方官僚に対するフランス臣民へのカピチュレーションに反する干渉や徴税への戒めが多くを占める。いわばオスマン君主のお墨付きであって、フランスをはじめとする諸国が、オスマン領での実際の通商にたずさわる際のまさに抛り所、いわば紋所であった。恵与された諸国は、カピチュレーション違反があると、オスマン

政府に常駐大使を通じて請願書アルズハールをもつて上申し、これに対して君主がこれを戒める勅令を当該地に送る。この積み重ねが後のカピチュレーション更改時にまとめて盛り込まれた。条文を読むと、例えば関税や帝国内の流通諸税についての項目が散見し、ここから逆にカピチュレーションに定められた以上の徴税が頻繁に行われていたことが窺える。恵与にあたって、友好関係が強調されていることは言うまでもなく、フランスが旧来の友 *eski dostumuz* であり、今回も友好を約したという文言がちりばめられている。なお、この段階において特権 *imtiyāzāt* の語はまだ用いられていない。条約の概略については付表も参照されたい。

さてフランスはコルベールの産業復興、交易推進策を背景に18世紀にはイギリス、オランダにかわってレヴァント貿易の中核を担うことになる。マルセイユの商工会議所が独占的な窓口となり、レヴァント貿易を推進していく。さらにランダドックでの毛織物産業の発展が、レヴァントでの供給をようやく安定させ、またコーヒーやインディゴなどの植民地産品の輸出も伸びた。オスマン領からの輸出はかつては絹が中心であったが、次第に綿花が重要となっていった。フランスの東地中海における拠点 *éshelles* は、イスタンブルの常駐大使を中心に、領事がマムルーク朝時代からの拠点アレキサンドリア、アレppoに加え、17世紀からオスマン帝国の対西欧諸国との交易の中心として成長したエーゲ海岸のイズミル（ギリシア語名スミルナ、その後背地では西欧輸出向け商品作物としての綿花栽培が発達）、カイロ、サロニカ（テッサロニキ）を軸に、より小規模な拠点をつなぎ一大ネットワークを形成した。さらに18世紀後半になると金融面での結びつきを為替手形 *bills of exchange* の導入により強めていった¹⁶⁾。この頃には大使ショワズル・ゲーフィエ（在職1784-1791年）がオスマン帝国を「フランスの最も豊かな植民地の一つ¹⁷⁾」と豪語するまでになっていく。これは多分に誇張だとしてもフランスのオスマン領に対する積極的介入は18世紀以降、帝国崩壊まで東方問題を軸に熾烈になって

いった。

オスマン朝は1740年からロシアとの戦争が始まる1768年まで、西方戦線での戦闘のない時代が続いた¹⁸⁾。しかしこの西方戦線における「平和」は、オスマン帝国が軍事面で西欧諸国やその成果を取り入れたロシアとの差の表出を遅らせた。オスマン帝国は西欧の軍事技術導入の試みを散発的に行ったが到底十分とはいえず、1768-1774年のロシアとの戦争は、オスマン帝国の時代遅れとなった軍事力を白日のもとにさらすことになり、帝国解体を決定づけた第一次世界大戦後のセーブル条約とならび、1774年にはオスマン史上最も屈辱的といえるキュチュク・カイナルジャ条約を調印せざるをえなくなった。数々の領土割譲やクリミア半島の独立などの条項とともに、第11条ではカピチュレーションの諸特権が主要敵対国のロシアにも認められ、これに基づき1783年全83条からなるロシアとの通商条約が締結された。ここにカピチュレーション体制は新たな時代を迎えた。

さてフランスとオスマン帝国の蜜月関係は18世紀末1798年ナポレオンのエジプト遠征による突然の転換まで続いた。この際フランスに対するカピチュレーションは撤回され、駐イスタンブル仏大使リュファンは旧ビザンツ帝国の城壁の南端に位置する「七つの塔イェディ・クレ」に投獄された。1802年の講和でカピチュレーションは回復されたが、フランスはその後、ギリシア独立支援やムハンマド・アリー支援の政策をとり、また北アフリカの植民地化を進めるなどオスマン帝国とは対立する策をとった。19世紀半ばには、ロシアの南下政策を懸念するイギリスが再びオスマン帝国の最重要相手国として台頭し、貿易量も英仏間でふたたび逆転した。19世紀後半にはオスマンはドイツとのつながりを強め、第一次大戦で同盟国側について敗北したことで、600年以上にわたったその歴史は戦後の激動のなかで終わりを告げた。19世紀後半以降はオスマン支配層にもカピチュレーションの弊害の認識¹⁹⁾が高まり、大戦中に一方的にその廃止が発表されたが、敗戦後は当然の如く復活し正式な廃止は、トルコ共和国

となるアンカラ政府との1923年ローザンヌ条約にもちこされた。

おわりに

以上18世紀前半までのフランスとオスマン朝の関係について1673年と1740年の対仏カピチュレーションを軸に検討した。本稿は16世紀から18世紀前半までのオスマン帝国の対英仏蘭カピチュレーションの比較再検証の一環をなす。今後は、これらの基礎文書の転写・和訳を資料集の形で刊行する。さらに18世紀のその他の諸国への通商居留勅許の付与についての検証に進み、その後19世紀における通商条約体制の構築を再検討しカピチュレーションから通商条約への移行研究をまとめていく予定である。

注

- 1) İnalçık (1971), pp. 1182–1183; Eldem (2006), pp. 289–290; Theunissen (1998), chapters 1–6.
- 2) H・トゥーニセンはこの変化を、ヴェネツィアに対する文書の網羅的研究を通じてオスマン外交文書(アフドナーメ)のニシャーン化[ニシャーン形式は臣下への封土ティマール付与のための勅許状などで用いられる形式]と称したが、後の西欧諸国に対する文書では必ずしもニシャーン形式はとられておらず、この点についてはさらなる検討が必要と考えられる。Theunissen (1998).
- 3) Eldem (2006), pp. 293–296; 松井 (2004).
- 4) 松井 (2019); 松井 (2020).
- 5) 基礎的文書の再検証作業は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の高松洋一教授と共同で進めている。本稿作成にあたって高松教授に様々な助言をいただいた。記して謝意を表したい。
- 6) Theunissen (1998), chapter 8.
- 7) İnalçık (1971), p. 1183.
- 8) フランスに対する最初のカピチュレーションを1535年としている文献が散見されるが、これはイスラーム暦の942年を941年とした、ないしグレゴリウス暦あるいはユリウス暦に換算する際イスラーム暦の942年が西暦の1535–1536年にまたがるため換算時におきた間違いと思われる。少なくとも1535年2月には君主スレイマン1世も大宰相イブラヒム・パシャも遠征中であり交渉の余地はなかった。なお筆者もフランス大使とイブラヒム・パシャとの間でカピチュレーションの最初の交渉が行われたが、スレイマン1世が遠征中のため批准されなかつたとの説明をこれまでの拙文で書いてしまつたが、本稿をもって訂正する。1535年カピチュレーションの批准についての疑義にふれた研究として Zeller (1955).
- 9) アフドナーメ発布手続きにおける草案テメックと最終的な正式文書アフドナーメの違いについては Kołodziejczyk (2000), chapter 6 を参照。
- 10) Emecern (2000); “Süleyman I.”
- 11) Çelikkol, de Groot, and Slot (2000), p. 85.
- 12) 1673年対仏カピチュレーションのオスマン政府が発出したオリジナル文書は散逸している。テキストについては、在イスタンブル、オスマン文書館に写しがある。BOA, A.DVN.DVE. d. 27/2, s. 4–10. また後にイスラーム暦1183年(西暦1669/70年)にムスタファ3世の命でメフメト4世期に発出された主なアフドナーメを抜粋して作成された2冊の台帳がトプカプ宮殿台帳分類にある。BOA, TSMA d. 7018.01, s. 1–5; 7018.02, folio. 1–7. またフランス側におそらく実用のため通訳に写させたと考えられる冊子体の写しがある。フランス国立図書館所蔵; BnF, Supplement turc 117. フランス語訳については, Noradounghian, G. ed. (1897–1903), vol. 1, pp. 136–145. 発出年は間違い。オリジナルのオスマン語文書は句読点がなく長い一文で書かれている。条項分けは本文でも説明したようにヨーロッパ側が便宜的に分類したものである。この条項分けについては Noradounghian の(43条+新規15条)に従った。オスマン語テキストについては刊行条約集 *Mu'ahedât Mecmû'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), vol. 1, pp. 4–14にも所収されているが写し間違いや誤植が散見されるため使用には注意が必要。部分訳ではあるが和訳については堀井 (2009b) 参照。
- 13) Theunissen (1998), pp. 313–327.
- 14) Aksan (2006), pp. 85–87.
- 15) 1740年対仏カピチュレーションの写しはイスタンブルのオスマン文書館に所蔵されている次の台帳にある。Düvel-i Ecnebi Defterleri, A.DVN.DVE. d. 29/4, Fransa Ahdname ve Nişan Defteri, pp. 1–32. フランス語訳については, Noradounghian, G. ed. (1897–1903), vol. 1, pp. 277–300. (なお続く301–306ページはピアンキによる注。また発出年は誤り。) 条項分けについてはこの全85条の分類に従った。オスマン語テキストについては刊行条約集 *Mu'ahedât Mecmû'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), vol. 1, pp. 14–35. (前文)は省略されている。また誤字・脱字、誤植が散見される。部分訳ではあるが和訳については堀井 (2009b) 参照。
- 16) Eldem (1999); (2006); Masson (1911).

- 17) Masson (1011), p. 279; Eldem (2006), p. 321.
 18) この間、東方戦線での戦いは続いていた。
 19) 18世紀末の弊害の認識は、カピチュレーションそのものではなく、その濫用にあると認識されていた。Bağış (1983).

参考文献

〈未刊行史料〉

- ・フランス：国立図書館，パリ Bibliothèque Nationale de France, BnF
 BnF, Supplement turc 117.
- ・トルコ：オスマン図書館，イスタンブル (Devlet Arşivleri Başkanlığı, BOA (Başkanlık Osmanlı Arşivi)
 Düvel-i Ecebi Defterleri, A.DVN.DVE. d. 27/2: Fransa Nişan Defteri
 Düvel-i Ecebi Defterleri, A.DVN.DVE. d. 29/4: Fransa Ahdname ve Nişan Defteri
 Topkapı Sarayı Müzesi Defterleri BOA, TSMA d. 7018.01; 7018.02.

〈刊行史料および条約集〉

- Charrière, E. (1848–1860), *Négociations de la France dans le Levant*, 4 vols, Paris.
- Feridun Bey (1859 (h.1275)), *Mecmû'a-i Münşe'âtü's-selâtin*, İstanbul, vol. 2.
- Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: TURKEY*, London.
- Hurewitz, J. C. (1975–1979), *The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record* (revised and expanded edition of Hurewitz (1956)). 2 vols. New Haven and London.
- Kurdakul, Necdet (1981). *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*. İstanbul.
- Mu'âhedât Mecmû'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., İstanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmû'ası*. 5 vols. Ankara: TTK.)
- Noradounghian, G. ed. (1897–1903), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein).
- 〈研究書〉
- Aksan, Virginia (1995), *An Ottoman Statesman in War and Peace: Ahmed Resmi Efendi 1700–1783*, Leiden.
- Aksan, Virginia (2006), “War and peace,” in S. Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 81–117.

- Aktepe, Münir (1989), “Ahmed III” *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı. 2, s. 34–38.
- Alexandrowicz, C. H. (1958, reprinted in 2017), “A Persian-Dutch Treaty in the Seventeenth Century” (first published in 1958), in C. H. Alexandrowicz, David Armitage and Jennifer Pitts eds., *The Law of Nations in Global History*, Oxford, 2017. (抄訳：C. H. アレクサンドロヴィッチ著，D. アーミテージ，J. ピッツ編，大中真他訳 (2020) 『グローバル・ヒストリーと国際法』日本経済評論社。)
- Bağış, Ali İhsan (1983), *Osmanlı Ticaretinde Gayri Müslimler-Kapitülasyonlar-Beratlı Tüccarlar, Avrupa ve Hayriye Tüccarlar (1750–1839)*, Ankara, reprinted in 1998 with additional images of original documents.
- Van den Boogert, Maurits H., and Kate Fleet eds. (2003), “The Ottoman Capitulations: Text and Context,” special issue, *Oriente Moderno*, 22 n.s. (83), 3.
- Van den Boogert, Maurits H. (2005), *The Capitulations and the Ottoman Legal System—Qadis, Consuls and Beratlıs in the 18th Century*, Leiden.
- Çelikkol, Zeki, Alexander de Groot, and Ben J. Slot (2000), *... Lale ile Başladı: Türkiye ve Hollanda Arasındaki Dört Yüzyıllık İlişkilerin Resimli Tarihçesi / ... It Began with the Tulip: The History of Four Centuries of Relationship between Turkey and the Netherlands in Pictures*, Ankara.
- Eldem, Edhem (1999) *Nether Trade in Istanbul in the Eighteenth Century*, Leiden.
- Eldem, Edhem (2006), “Capitulations and Western trade,” in S. Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 283–335.
- Emecen, Feridun (2000), “İbrâhim Paşa, Makbul” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı.21, s. 333–335.
- Emecen, Feridun, “Süleyman I” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı 電子版 : <https://islamansiklopedisi.org.tr/suleyman-i>. 2021年9月22日アクセス。
- Fassbender, Bardo and Anne Peters eds. (2012), *The Oxford Handbook of the History of International Law*, Oxford.
- Findley, Carter Vaughn (2006), “Political culture and the great households,” in S. Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 65–80.
- Faroqhi, Suraiya (2004), *The Ottoman Empire and the World Around It*, London / New York.
- De Groot, Alexander H. (2003), “The Historical Development of the Capitulatory Regime in the Ottoman Middle East from the Fifteenth to the Nineteenth Centuries,” *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), pp. 575–604.
- Hamilton, Alastair, Alexander de Groot and Maurits H. van den Boogert eds. (2000), *Friends and Rivals in the East:*

- Studies in Anglo-Dutch Relations in the Levant from the Seventeenth to the Early Nineteenth Century*, Leiden / Boston / Köln.
- İğürel, Mücteba (2002), “Köprülü Mehmed Paşa” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı 26, s. 258–260.
- İnalçık, Halil (1971), “İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire,” *The Encyclopedia of Islam*, 2nd Edition, Leiden, vol. 3, pp. 1179–1189.
- Kołodziejczyk, Dariuz (2000), *Ottoman—Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of ‘Ahdnames and Other Documents*, Leiden.
- Kütükoğlu, Mübahat (1988), “Ahidnâme: Türk Tarihi,” *İslam Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı 1, s. 536–540.
- Kütükoğlu, Mübahat (2000), “Ahidnames and the Trade Pacts,” in K. Çiçek et. al. eds., *The Great Ottoman, Turkish Civilisation*, Ankara, pp. 207–219.
- Masson, Paul (1896), *Histoire du commerce dans le Levant au XVIIe siècle*, Paris.
- Masson, Paul (1911), *Histoire du commerce dans le Levant au XVIIIe siècle*, Paris.
- Matsui, Masako (2011), From Sultan’s Favor to Instruments of European Expansion, (unpublished Ph.D Dissertation, Tokyo University).
- Neumann, Christoph K. (2006), “Political and diplomatic development,” in S. Faroqi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 44–62.
- Özcan, Abdülkadir (2002), “Köprülzâde Fâail Mustafa Paşa” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı 26, s. 263–265.
- Özcan, Abdülkadir (2003), “Mahmud I” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı 27, s. 348–352.
- Özcan, Abdülkadir (2004), “Merzifonlu Kara Mustafa Paşa” in *İslâm Ansiklopedisi*, Türkiye Diyanet Vakfı, sayı 29, s. 246–249.
- Panaite, Viorel (1994), “Trade and Merchants in the 16th Century. Ottoman-Polish Treaties.” *Revue des études sud-est européennes*, 32, pp. 259–276.
- Panaite, Viorel (1998), “The Status of Trade and Merchants in the Ottoman-Polish ‘Ahdnâmes (1607–1699).” *Archiv Orientalno Supplementa*, 8, pp. 275–298.
- Panaite, Viorel (2010), “Western Diplomacy, Capitulations and Ottoman Law in the Mediterranean (16th–17th Centuries): The Diplomatic Section of the Manuscript Turc 130 from the Bibliothèque Nationale in Paris,” in Seyfi Kenan ed. *Osmanlılar ve Avrupa: Seyahat, Karşılaşma ve Etkileşi / The Ottomans and Europe: Travel, Encounter and Interaction*, Istanbul, pp. 357–383.
- Panaite, Viorel (2019), *Ottoman Law of War and Peace: The Ottoman Empire and Its Tribute-Payers from the North of Danube*, 2nd edition, Leiden/Boston.
- Theunissen, Hans (1998), *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names—The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, Based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet Base. *Electronic Journal of Oriental Studies*. (<http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-12.html>. 2003年ダウンロード。)
- Zarinebaf, Fariba (2018), *Mediterranean Encounters: Trade and Pluralism in Early Modern Galata*, Oakland, California.
- Zeller, Gaston (1955), “Une légende qui ala vie dure—les capitulation de 1535,” in *Revue d’Histoire Moderne et Contemporaine*, vol. 2, pp. 127–132.
- 羽田正 (2007) 『東インド会社とアジアの海 (興亡の世界史 第15巻)』講談社。
- 堀井優 (1994) 「16世紀前半のオスマン帝国とヴェネツィア——アフトナーメ分析を通して」『史学雑誌』第103編第1号, 34–62ページ。
- 堀井優 (2009a) 「オスマン朝の対仏カピチュレーション (1569年)」歴史学研究会『世界史史料』第2巻, 240–242ページ。
- 堀井優 (2009b) 「オスマン朝の対英カピチュレーション (1740年)」歴史学研究会『世界史史料』第8巻, 108–110ページ。
- 松井真子 (2004) 「オスマン帝国外交史研究の動向: 「条約」文書の変容を手がかりに」『イスラーム世界』63, 54–64ページ。
- 松井真子 (2012) 「オスマン帝国の「条約の書」にみる最恵国条項——18世紀後半におけるロシアとの条約を事例として」鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』山川出版社, 128–149ページ。
- 松井真子 (2019) 「1675年条文にみる対英カピチュレーションの構成と変容」『愛知学院大学文学部紀要』第48号, 19–35ページ。
- 松井真子 (2021) 「1680年対蘭カピチュレーションの概要」『人間文化』第36号, 151–168ページ。
- 黛秋津 (2013) 『三つの世界の狭間で 西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題』名古屋大学出版会。

[付記] 本稿は令和2–3年度日本学術振興会研究費基盤研究(C) (課題番号19K01535) による研究成果の一部である。

表：1740年対仏カピチュレーションの条文概要

条項	1673年カピチュレーション条項との対応関係	各条項概要
前文		カピチュレーション発出の経緯 フランスの友好的態度の確認
1581年カピチュレーションの内容 (第1-16条)		
I	2	フランス臣民のエルサレムへの巡礼, フランス人聖職者の聖墳墓教会滞在の保障。
II	3	禁輸品である綿花, 綿糸, 皮革, 蜜蝋, 羊毛の輸出の許可。
III	4	フランス臣民による銀貨輸入の免税。造幣局員の干渉の禁止。
IV	4, 5	敵船に乗船中のフランス商人のいかなる理由・状況においても捕虜化禁止。
V	6	自分の船で敵国に産品を運ぶフランス商人たちは妨害されず, また捕らえられない。
VI	7	ムスリムの船に乗船したフランス臣民が, 違法に糧食品を積んでいた場合 [でも] 捕虜にはされない。
VII	8	フランスへ運ぶオスマン産品を運ぶフランス船の徴用禁止。乗組員の捕虜化禁止。
VIII	9	旧来通りの関税 [ここでは5%を意味する。ただし1673年に3パーセントに減税されたことが第XXXVII条に明記されている]。
IX	10	荷揚げされた商品にのみ関税を課税。
X	11	屠畜税, 入市税, 通行料などの免税。
XI	12	アルジェリア海賊によるフランス船略奪の禁止。捕虜となったフランス臣民の解放。捕虜にとつた [海賊に対する] 罰則。
XII	13	サンゴ漁の解禁。
XIII	14	通訳に対する人頭税, 屠畜税などの免税。
XIV	15	フランス人とスルタンの臣民の大使と領事への領事館料の支払。
XV	16	フランス臣民どうしの殺人および係争に関する大使および領事の裁判権。
XVI	17	領事に対する訴訟。領事に対する投獄や財産没収の免除。違反する命令の無効。
1604年カピチュレーションの規定 (第17-31条)		
XVII	17-19	フランス大使の優先権。1604年条文恵与の際の更改や追加事項。
XVIII	21-22	フランス領事に対する諸勅許, フランス領事の優先権。贈答品 [献上品] や衣類に対する税の免除。
XIX	23	フランス船に提供される支援。遭難時におけるフランス人の所持品の回復。
XX	24-25	オスマン領における関税と領事館料の支払いを条件とする通行・通商の自由。
XXI	26	フランス商人に対する商品購入強制の禁止。
XXII	27-28	代理人をのぞき債務者のみが訴訟対象 [債務者以外に対する訴訟禁止]。フランス臣民の財産はその執行人に渡される。無遺言の遺産 [の取扱]。
XXIII	29-32	フランス臣民の通商や法的 [資格] に関する形式。彼らに対する虚偽の証人の禁止。侮蔑の阻止。債務者や代理人がいない場合の免責。
XXIV	33	フランス人捕虜の償還, フランス臣民に対する人頭税の免除。
XXV	33-34	領事の交代, [彼らに対する] 恣意的課税 [臨時課税] の免除。
XXVI	36-37	フランス人同士の訴訟の際のカーディーと通訳隣席の必要性。フランス人どうしの係争における大使や領事の裁判権。
XXVII	38	[イスタンブルでの] ダーダネルス海峡へ向けて出港する船舶の検査。ガリポリでの船舶検査の禁止。
XXVIII	39	海上におけるフランス船での諸税, 諸手数料徴収禁止。スルタンの [オスマン] 官憲による妨害の禁止。

1673年と1740年の対仏カピチュレーション（松井）

XXIX	40	フランス臣民のヴェネツィア人に対する諸勅許の享受。
XXX	40	オスマン領におけるフランス船や貨物の安全保障。強奪された際の補償。捕虜の返還、違反者への処罰。
XXXI	41	カピチュレーションに違反する官吏などへの遅滞なき処罰。
1673年カピチュレーションの規定（第32-43条）		
XXXII		1673年に恵与された条項の更改と追加。オスマン政府の敵対国に対する交易からの除外。将来通りフランス船での交易認可。旧来の〔信仰〕施設でのフランス司祭や聖職者の信仰行為の保障。敵対国の巡礼禁止。フランス保護下での敵対国国民のエルサレム往來の許可。
XXXIII	新条項 1	エルサレムにおけるフランス人聖職者に対する諸勅許。
XXXIV	新条項 2	フランス臣民および彼らに従属するものたちのエルサレム往來の保障。
XXXV	新条項 3	ガラタ〔イスタンブル、金閣湾北部〕におけるジェズイット派とカプチン派の教会の認可。焼失した教会の再建。スミルナ、サイダ、アレクサンドリア、その他東方におけるフランス教会の尊重。
XXXVI	新条項 4	ガラタ所在のフランス病院において福音書〔ゴスペル〕朗読の自由。
XXXVII	新条項 5	関税の3%への減税。
XXXVIII	新条項 6	フランス旗の〔保護〕下の敵国人に対する3%関税の適用。妨害の禁止。
XXXIX	新条項 7-10	関税官による商品流通に必要な関税納入証明書〔tezkere〕の交付。2回目以降の関税徴収の禁止。商品〔価格〕が過剰に見積もられていた場合の物納。フランス臣民はイギリス臣民と同等のマスダリーイエ税適用。絹やチンツ〔インド更紗〕に対する重複関税の禁止。
XL	新条項 11	家庭での消費葡萄酒の製造・輸入許可。
XLI	新条項 12	4000アクチェ以上の訴訟の御前会議での審理。
XLII	新条項 13	殺人事件の場合、証人がいない場合、フランス人の処罰免除。
XLIII	新条項 14	1740年の更新と追加。通訳のフランス臣民に恵与された特権の享受。
1740年カピチュレーションによる新たな規定（第44-85条）		
挿入		1740年カピチュレーション発出の説明
XLIV		大使と領事の取扱。
XLV		大使の通訳とイエニチェリの選任権。
XLVI		フランス人通訳の処罰の大使・領事への委託。
XLVII		大使による15人のオスマン臣民雇用認可。免税。
XLVIII		オスマン臣民の通訳の領事への訴え許可。
XLIX		領事の国旗掲揚の認可。
L		領事のイエニチェリ選出の自由。
LI		家庭用葡萄酒や葡萄の免税。
LII		フランス人と他のヨーロッパ人の訴訟についての大使および領事の裁判権。合意がない場合同郷の裁判官の排除。
LIII		破産訴訟。
LIV		オスマン帝国の沿岸における海賊に対する警戒。
LV		フランス船による輸出入〔品〕に対するマスダリーイエ税免除。
LVI		禁輸品以外の商品の輸出入の自由。
LVII		〔関税納入〕証書がある場合の重複税の禁止。商品価格過剰見積に対する関税の見直し。商品売却の自由。
LVIII		フランスとチュニスからのフェズ〔トルコ帽〕に課税されるイズミル〔スミルナ〕とイスタンブルにおける関税。
LIX		オスマン領からロシアへの陸海路を通じた通商の自由。
LX		認可された仲介業者の業務。相続税の免除。遺産官吏の介入禁止。

LXI	大使や領事に認められた領事館料支払いのため商品留置の認可。
LXII	オスマン領の乾燥果物、キプロスやその他の東地中海産の塩の制限付き輸出認可。
LXIII	通行許可証および勅令携帯を条件とする移動の自由。人頭税 [ハラージュ] の免除。商品に対する 3% 関税支払い後の [その他の] 諸税の免税。
LXIV	通貨の輸出入の際の関税免除。両替の自由。
LXV	大使や領事列席での、殺人やその他の犯罪についてのフランス人やフランス保護下にある者の訴訟。
LXVI	為替手形の受容。
LXVII	既婚、独身を問わずフランス人の人頭税免除。
LXVIII	ムスリムに改宗したフランス人の財産・所持品。
LXIX	領事の保証をうけた債務者の移動の自由。4000アクチュを越える訴訟の御前会議での審理。
LXX	フランス臣民の家屋捜索において遵守されるべき手続。領事の隣席。
LXXI	一度結審したフランス臣民間の訴訟再訴の際の遵守されるべき形式。
LXXII	フランス人に対する蔑視。被告による訴訟費負担、債務回復経費の場合は 2%。
LXXIII	オスマン領におけるフランス船の取扱。必需糧食品購入の自由他、税や料金の免除。
LXXIV	フランス船のオスマン帝国諸港における艀装のための装具購入の許可。手数料免除。乗客の人頭税未払いによる停留の禁止。
LXXV	オスマン臣民のフランス船への積荷積載、および [そのフランス船による] オスマン領の港から別の港への商品輸送の認可。正当な理由なく離船する場合、託送人による全積載料の支払。
LXXVI	アフドナーメに違反した場合、フランス人と同様オスマン臣民も [彼らの] 上位にある者により処罰される。
LXXVII	座礁・遭難の際の援助、難破を免れた商品に対する関税やその他の手数料の暫定的免除。
LXXVIII	オスマン帝国の艦船によるフランス船あるいは商人の妨害の禁止。友好関係の提示の推奨。
LXXIX	友好的意図の表明を口実とする遅滞によるフランス船の妨害の禁止。特に停留中のフランス船の拘留禁止。東方におけるフランス人の安全のためのオスマン船の巡廻。陸上におけるフランス水夫に対する妨害の禁止。
LXXX	フランス人に委託されたスルタンのための積載船荷の尊重。
LXXXI	フランス船、領事、臣民に対する海賊からの保護。
LXXXII	エルサレムにおける教会の修復、1年に1度のオスマン司令官によるエルサレム査察。教会や住居における司祭や聖職者の職務の実施。病院における福音書 [ゴスペル] 朗読の自由。状況が許す場、フランス人の非ムスリム臣民 [レアーヤー] 訪問の自由。
LXXXIII	フランス臣民への最恵国待遇。
LXXXIV	本アフドナーメによって恵与された大使、領事、通訳、商人、手工業者、聖職者の諸勅許の承認。上述の諸条項に違反する命令の無効。
LXXXV	旧来および新規諸条項の確認と記録の命令。スルタンによるこれらの実施の誓約。

[イスラム暦] 1153年ラビーウ・アルアウワル月4日 [グレゴリウス暦1740年5月30日] イスタンブルにて発出。

出典：Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: TURKEY*, London. pp. 88-91をもとに以下の資料も参照しつつ作成。

BOA, A. DVN. DVE. d, 29/4, pp. 1-32 *Hicri 4 Rebiü'l-evvel 1153 (milâdi 27 May 1740)* ただし、この写しはおそらくこの台帳が書かれた19世紀初頭に写されたもので、同時代の台帳は少なくともこの分類にはない。破棄ないし散逸した可能性も高いが、他の台帳群に誤って分類されているないしまだ未整理の史料群に入っていれば将来見いだされるかもしれない。

フランス語訳：Noradounthian, vol. 1, pp. 277-300. Cf. pp. 301-306はビアンキによる注。発出日に誤りがある。

オスマン語刊行条約集 *Muahadat Mecmuasi*, vol. 1, pp. 14-35. 前文は省略されており、また誤植が散見される。